

那須塩原市農業委員会

第6回総会議事録

令和5年12月25日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年12月25日（月）午後1時30分～午後2時22分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長職務代理者	14	金田 廣衛	委員	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	”	12	木下 久雄
”	2	秋元 誠	”	13	神藤 芳定
”	3	菊地 喜芳	”	15	辻野 岩男
”	4	槌江 栄作	”	16	菊地 瞳
”	5	君島 良一	”	17	松本 忠太
”	6	高瀬 和夫	”	18	一戸 養子
”	8	室井 孝美	”	19	菊地 寿行
”	9	斎藤 栄	”	20	白井 通
”	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員：加藤 拓央委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号 12番 木下 久雄委員、13番 神藤 芳定委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 4) 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 那須塩原市農作業標準料金について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長 五十嵐 岳夫 主査 印東 恵
局長補佐兼農政係長 戸山 みどり

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会 第6回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、加藤 拓央委員です。
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に、「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき、議長が指名することで御異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号12番 木下 久雄委員と、13番 神藤 芳定委員を指名いたします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番については、菊地寿行委員と関連がありますので、退室を求めます。
議長 《退室》
菊地寿行委員 番号1番について、岡本利江委員の報告を求めます。
議長 議案第1号、番号1番について報告します。農地を贈与する申請です。
岡本利江委員 申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、12月15日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、鍋掛公民館より南西へ約300メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、譲渡人の夫が亡くなり、譲渡人には後継者はなく、以前から譲受人に水田として貸しており、今回贈与する話がまとまり申請に至りました。
経営状況は、水田530アール、大豆50アール、うど60アールを耕作しており、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しております。
申請地の耕作予定は、譲渡人より以前から耕作を受け負っており、こらからも水稲として耕作することは確実です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることの見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は、許可相当と判断しました。
議長 以上で調査報告を終わります。
議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、岡本利江委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
菊地寿行委員の入室をお願いします。
菊地寿行委員 《入室》
議長 番号2番については、取り下げとなりました。
高瀬和夫委員 番号3番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
議長 議案第1号、番号3番について報告します。農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、12月12日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、旧大貫小学校より北へ約600メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った経緯は、申請地は、譲受人の自宅の近くにあるため、譲渡人から買ってほしいと頼まれ、今回の申請に至りました。
経営状況は、水田130アール、トラクター1台所有。
申請地の耕作予定は、水稲を作付けする。畑は野菜を作る。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることの見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は、許可相当と判断しました。
議長 以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
松本忠太委員 番号1番及び2番について、松本忠太委員の報告を求めます。
議案第2号番号1番について報告します。
売買により宅地分譲地として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、当社は不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、本市においても実績があり、当地は区画整理が行われている地域で、住宅販売に適した土地であり、JR那須塩原駅に近く、住宅地が多く、今後の発展・開発が期待できる需要の高い地域であり、周辺の活性化にもつながると思い今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲地7区画を造成する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。
周囲にブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、12月21日、午前11時15分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 議案第2号番号2番について報告します。
松本忠太委員 売買により宅地分譲地として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立共栄小学校より北西へ約150メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、大田原市内に土地建物センターを設け、その事業の一環として、宅地建物分譲、仲介業を行っており、申請地は小学校、市役所等の公共施設に近く、市街化が進んでおり交通の便が良く、隣接地の宅地分譲地が完売したことから、隣接地に第2期として宅地分譲地として、今後需要が見込まれ、最適と判断し今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に宅地分譲地31区画を造成する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲にコンクリートブロック及びL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
議長 現地調査は、12月21日、午前11時45分頃に行いました。
戸山局長補佐 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 番号2番について、事務局から補足願います。
戸山局長補佐 番号2番について補足します。本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は、都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
議長 報告が終わりました。
まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第2号、番号3番について報告します。

賃借により公共工所用資材置場及び駐車場として一時転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より東へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、市発注の公共下水道工事に伴う資材置場及び駐車場を確保するための一時転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域にあるので第1種農地区分となります。

本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、市発注の下水工事のための資材置場及び駐車場を設置する内容となっています。

上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。

現地調査は、12月20日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員

議案第2号、番号4番について報告します。

売買により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、とようら公民館より西へ約60メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、那須町及び那須塩原市に勤務する会社員であります。申請地は、通勤に便利な場所であり、市街化が進み住環境として申し分ないことから、この土地に一般住宅を新築するために今回の本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。なお、周辺に農地はありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前10時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、樋江栄作委員の報告を求めます。

樋江栄作委員

議案第2号、番号5番について報告します。

売買により、資材置場として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、黒磯公民館より東へ約700メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は、申請地の隣地で建材店を営んでおります。近年現場で出た残土や資材、砂利等を保管することが必要となり、申請地に資材置場を新設したく申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に建設現場で出た残土、砂利等のための資材置場を造成する内容となっています。

議長

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
現地調査は、12月21日、午前10時15分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
報告が終わりました。
番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

一戸養子委員

番号6番及び7番について、一戸養子委員の報告を求めます。

議案第2号、番号6番について報告します。

使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市黒磯運動場グラウンドより北東へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、市内のアパートに住んでおり、最近結婚したため新居に移りたいと思い申請に至りました。申請地は妻の祖父の所有であり、将来の子育てや、身内の面倒をみることを考えると、この土地に住宅を新築することが最適であると考え、申請にいたしました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に小堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前11時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第2号、番号7番について報告します。

売買により店舗敷地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約900メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は宇都宮市内で建設業を営む法人です。申請地の隣では令和元年に開発許可を取得して物販店舗用の敷地を造成し、ドラッグストアが出店しました。この度その隣にファストフード店が出店したいとの要望があり、現状敷地では狭いことが判明し、敷地を拡張する為申請いたしました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に店舗敷地を拡張する内容となっています。

上下水道は建設工事の際に敷設し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理とします。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、12月21日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
まず、番号6番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
次に、番号7番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

榎江栄作委員 番号1番について、榎江栄作委員の報告を求めます。
議案第3号、番号1番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、豊岡自治公民館より北へ約600メートルに位置しています。
現地調査は、12月21日、午前9時20分頃に行いました。
申請人は、畜産担い手育成総合整備事業を利用し、経営の安定化・効率化を図るため、農用地に編入したいとのこと。
申請人の経営状況は、農業従事者が申請人と妻、従業員が11名で乳牛約400頭を飼育し、トラクター6台、自走式コーンハーベスター1台等の作業機を所有しています。
申請地の利用予定としては、飼料作物を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。
地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、榎江栄作委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

一戸養子委員 番号1番について、一戸養子委員の報告を求めます。
議案第4号、番号1番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立青木小学校より北北東へ約1.8キロメートルに位置しています。
現地調査は、12月21日、午前10時35分頃に行いました。
除外を必要とする理由は、申請人は、現在妻と那須塩原市井口にあるアパートに暮らしておりますが、実家で一人暮らしの母のことや、将来のことを考え、母が所有する申請地に住宅を新築するため、除外が必要になります。
調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。

議長 地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。
報告が終わりました。
番号1番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》

無いようですので、一戸養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号2番について、神藤芳定委員の報告を求めます。

神藤芳定委員 議案第4号、番号2番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立西小学校より東へ約1キロメートルに位置しています。
現地調査は、12月20日、午前9時10分頃に行いました。
除外を必要とする理由は、現在市内の借家に住んでいるが、子供が生まれる予定があり、住まいが手狭になることと、親の介護と子育て支援を受けるため、実家に近い当該地が最適であり、除外の申請に至ったとのことです。
調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、神藤芳定委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号3番及び4番について、菊地瞳委員の報告を求めます。

菊地瞳委員 議案第4号、番号3番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、新南自治公民館より南東へ約100メートルに位置しています。
現地調査は、12月20日、午前10時10分頃に行いました。
除外を必要とする理由は、申請人は、現在市内アパートに夫婦二人で住んでいますが、今後家族や家財が増えることから、住宅を新築するため土地を探していたところ、自然豊かで、道路も整備されている申請地が最適地と判断し、ローン返済期間等も考え、今般の申請に至ったとのことです。
調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

菊地瞳委員 議案第4号、番号4番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。
申出内容は議案書記載のとおりです。
申出地は、新南自治公民館より南東へ約100メートルに位置しています。
現地調査は、12月20日、午前10時10分頃に行いました。
除外を必要とする理由は、申請人は、現在市内のアパートに夫婦二人で生活していますが、今後子供など家族が増える事や、家賃の問題等を考えると、住宅を新築することとし、土地を探していたところ、市街地から近く、住環境が良いことから申請地が最適地と判断し、ローン返済期間等も考え、今般の申請に至ったとのことです。
調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。
地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地瞳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
 無いようですので、菊地 瞳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。
 番号5番について、神藤芳定委員の報告を求めます。

神藤芳定委員 議案第4号、番号5番について報告します。
 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
 変更の目的は農用地区域からの除外です。
 申出内容は議案書記載のとおりです。
 申出地は、那須塩原市立大山小学校より北北東へ約0.8キロメートルに位置しています。
 現地調査は、12月20日、午前9時50分頃に行いました。
 除外を必要とする理由は、申請人は、那須塩原市、大田原市の地域で建売住宅の販売を営んでおりますが、分譲要望の多い、石林、新南の周辺は分譲適地が少ない為、分譲適地を探したところ申請地を譲ってもらうことが可能となった為、今回の申請に至ったとのことです。
 調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。
 地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。
 次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
 番号1番及び2番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員 議案第5号、番号1番について報告します。
 非農地証明の願い出です。
 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
 申出地は、那須塩原市役所本庁舎より南へ450メートルに位置しています。
 現地調査は、12月21日、午前12時頃に行いました。
 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、樹木医からの樹齢診断書が添付されています。
 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
 議案第5号、番号2番について報告します。
 非農地証明の願い出です。
 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。
 申出地は、黒磯公民館より東へ約700メートルに位置しています。
 現地調査は、12月21日、午前10時10分頃に行いました。
 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。
 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、槌江栄作委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、樋江栄作委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。
次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 議案第6号について説明します。
農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、
農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから
協議があったものです。
議案書11ページから36ページまでが「利用権設定関係」の案件で82件、合計面積は724,104.4平方メートルとなります。この内28ページから36ページまでの34件、213,937平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて37ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は16,591平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。

秋元 誠委員 このことについて、質疑、御意見はございますか。

戸山局長補佐 表の読み方なのですが、12ページのところの賃借のバー線が引いてあるのはどういう意味ですか？無料という意味なのか、別途お金がかかるというものなのか？

戸山局長補佐 12ページの賃借のバー線の意味ということですが、こちらは権利の種類のところを使用賃借となっておりますので、無料ということになります。

議長 他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第7号「那須塩原市農作業標準料金について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 それでは、追加資料の議案第7号那須塩原市農作業標準料金について、御説明いたします。
資料は38、39ページになります。
当議案につきましては、毎年、農作業標準料金を定めておりますが、来年度令和6年度分について、御審議をいただくものです。
料金表（案）は裏面の39ページになります。
委員からの御意見や農作業標準料金検討委員会で検討した結果、令和6年度の料金は、料金表の一番下の「農作業一般の料金」のみを改定する（案）となります。
令和5年度との違いは、令和5年度は、1人・1時間913円が、令和6年度は、1人・1時間954円とするものです。
なお、備考欄の記載内容につきましては、例年最低賃金が10月に改定されており、年度途中での改定となるため、留意事項として記載いたしました。
令和6年度的那須塩原市農作業標準料金につきまして、この内容で決定いただきたく、御審議をお願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。
次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

追加の議案書40ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、4条許可が2件で、即日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御説明いたします。

追加資料41ページを御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、11月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

11月は、相続を原因とした権利移動の届出を7件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。報告は以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で、全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

12番

議席番号

13番
